

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-7
処分の種類	輸入高圧ガス及びその容器の不合格品の廃棄命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第22条第3項			
処分の概要	輸入された高圧ガス又はその容器が、知事の行う検査に合格しなかったときは、高圧ガスを輸入した者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他必要な措置を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				